

第六管区海上保安本部公示第28号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年7月17日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 広島県広島港湾振興事務所
住 所 広島県広島市南区宇品海岸2-23-53
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 広島港第1区及び第3区（付図のとおり）
期 間 令和7年8月2日から
令和7年10月30日までのうち4日間
- 3 水路測量の実施方法
単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる



